

○国立研究開発法人水産研究・教育機構寄附金品受領規程

	平成13年	4月	1日付け	13水研	第	72号
改正	平成15年	10月	1日付け	15水研	第	1036号
改正	平成17年	4月	1日付け	16水研本	第	1834号
改正	平成18年	4月	1日付け	17水研本	第	1944号
改正	平成19年	8月	1日付け	19水研本	第	770号
改正	平成27年	4月	1日付け	26水研本	第	70325001号
改正	平成28年	4月	1日付け	28水機本	第	80401009号
改正	令和3年	3月29日	付け	2水機本	第	20032302号
改正	令和4年	9月16日	付け	4水機本	第	575号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）が受ける寄附金品の会計経理の適正を期することを目的とする。

(適用範囲及び他の規程との関係)

第2条 寄附金品の取扱いについては、法令及び他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において「寄附金品」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 寄附物品 寄附により機構が受領する物品（国立研究開発法人水産研究・教育機構物品管理規程（13水研第69号。以下「物品管理規程」という。）第3条に規定する物品をいう。）

(2) 寄附金 寄附により機構が受領する金銭（国立研究開発法人水産研究・教育機構会計規程（13水研第9号。以下「会計規程」という。）第14条第1項に規定する金銭をいう。）

(寄附受領の原則)

第4条 機構は、国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成11年法律第199号）第12条に規定する業務の範囲に関連する寄附金品に限り、受領することができる。

(寄附の申し込み)

第5条 物品管理責任者（物品管理規程第5条に規定する管理責任者をいう。以下同じ。）は、寄附物品の申し込みがあった場合は、寄附をしようとする者から、次に掲げる事項を記載した寄附物品申込書（別紙様式1）を提出させなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 寄附の目的

(3) 寄附物品の名称、数量及び価額

(4) その他必要な事項

2 経理責任者等（国立研究開発法人水産研究・教育機構会計実施要領（13水研第100号。以下「会計実施要領」という。）第10条に規定する経理責任者等をいう。以下同じ。）は、寄附金の申し込みがあった場合は、寄附をしようとする者から、次に掲げる事項を記載した寄附金申込書（別紙様式2）を提出させなければならない。

（1）氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2）寄附の目的

（3）寄附金の種類、金額

（4）その他必要な事項

3 科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「科研費取扱規程」という。）に基づき交付された科学研究費により購入した設備等（科研費取扱規程第11条第2項に定める設備等をいう。）については、第1項に規定する寄附物品申込書の提出を省略することができる。

（寄附の承認）

第6条 物品管理責任者又は経理責任者等は、前条に規定する寄附金品の寄附申込書を受領した場合で次に掲げるものに該当するときは、寄附受入承認申請書（別紙様式3）を作成し、寄附申込書を添え、経理責任者（会計規程第7条に規定する経理責任者をいう。）を経由の上、理事長に申請し、その承認を受けなければならない。

（1）寄附物品の寄附時評価額が50万円以上に相当するとき

（2）寄附金の寄附時金額が5万円以上に相当するとき

（寄附金品の受領）

第7条 物品管理責任者は、寄附物品を受領する場合、寄附物品と引き換えに寄附物品受領書（別紙様式4）を寄附者へ提出しなければならない。

2 経理責任者等は、寄附金を現金（会計規程第14条第2項に規定する現金をいう。）により受領する場合、国立研究開発法人水産研究・教育機構出事務規程（13水研第86号）第2条第3号に規定する収納金として処理しなければならない。

3 経理責任者等は、寄附金を預金（会計規程第14条第3項に規定する預金をいう。）により受領する場合、寄附者に対し取引銀行等を通知するとともに、会計実施要領第15条により処理しなければならない。

4 物品管理責任者又は経理責任者等は、寄附金品を受領した時は、前項に規定する場合を除き、寄附金品受入報告書（別紙様式5）を作成し、経理責任者を経由の上、理事長に報告しなければならない。

（会計処理）

第8条 経理責任者は、寄附金品を受領した場合、次に掲げる会計処理をしなければならない。

（1）寄附物品 独立行政法人会計基準（（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会。）以下「会計基準」という。）第26に基づいた

会計処理

- (2) 寄附金 会計基準第85に基づいた会計処理
(寄附者に対する報告等)

第9条 物品管理責任者又は経理責任者等は、寄附者からの請求に基づき、寄附金品の利用状況について報告を行うことができるほか、当該寄附金品を活用し研究開発等を行った成果を記載した図書の配布等の便宜の供与を行うことができる。

(その他)

第10条 不動産（国立研究開発法人水産研究・教育機構不動産管理規程（13水研第68号）第4条に規定する不動産をいう。）の寄附の申し込みがあった場合は、この規程を準用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 [平成15年10月1日付け15水研第1036号]

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 [平成17年4月1日付け16水研本第1834号]

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 [平成18年4月1日付け17水研本第1944号]

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 [平成19年8月1日付け19水研本第770号]

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 [平成27年4月1日付け26水研本第70325001号]

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 [平成28年4月1日付け28水機本第80401009号]

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 [令和3年3月29日付け2水機本第20032302号]

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 [令和4年9月16日付け4水機本第575号]

この規程は、令和4年9月20日から施行する。

寄附物品申込書

年 月 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
理 事 長 殿

氏 名

下記のとおり、寄附をしたいので申し込みます。

記

1 氏名及び住所
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2 寄附の目的

3 寄附物品の名称、数量及び価額

品 名	規 格	数 量	取得年月日	取得金額	備 考

4 その他必要事項

寄附金申込書

年 月 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
理事長 殿

氏 名

下記のとおり、寄附をしたいので申し込みます。

記

1 氏名及び住所
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2 寄附の目的

3 寄附金の名称、金額

名 称	金 額	備 考

4 その他必要事項

寄附受入承認申請書

年 月 日

理 事 長 殿

（物品管理責任者又は経理責任者等）

下記のとおり、寄附を受けたいので申請します。

記

- 1 寄附の申出者
- 2 寄附受予定年月日
- 3 寄附金品の価額
- 4 寄附金品の内訳
- 5 寄附受を必要とする理由
- 6 寄附が物品の場合は供用先

品 名	規 格	数 量	取得年月日	取得金額	評 価 額	供 用 先

上記、寄附金品の受領を承認する。 年 月 日 理 事 長			

寄附物品受領書

年 月 日

殿

国立研究開発法人水産研究・教育機構
（物品管理責任者）

下記の寄附物品を確かに受領しました。

記

1. 寄附物品名
品 名
価額（評価額）

2. 受領年月日 年 月 日

寄附金品受入報告書

年 月 日

理 事 長 殿

物品管理責任者又は経理責任者等

下記のとおり、寄附を受けたので報告します。

1. 寄附金品

品 名
価額(評価額)

2. 寄附相手方

3. 寄附年月日 年 月 日

				年 月 日
				上記のとおり報告してよろしいか。 (所属)